

水道工事標準仕様書 令和8年4月1日改定の要旨

該当箇所(改定後)			要旨	主な改定・修正内容
大項目	中項目・小項目	ページ番号		
表紙	-	-	・適用年月日の変更	適用年月日を変更した。
I 共通編 1 総則	1. 1 一般事項 1. 1. 3 諸法令等の遵守	1-8	・法令改廃の適用	法令改正に伴い関係法令の追加削除を行った。
付録2 工事竣工図作成基準	8道路復旧標準図	付2-7	・道路復旧標準図記載例の変更	実際の施工状況に伴い修正を行った。
付録7 弁室及び消火栓設置図	消火栓レジンブロック室図 (片フランジ曲管)	付7-4,5	・片フランジ曲管下の碎石部を削除	現地地盤状況に応じて基礎碎石等を入れることとした。
	配水小管排水栓レジンブロック室図	付7-8	・排水栓立ち上げ部の碎石部等を削除	現地地盤状況に応じて基礎碎石、土嚢等を入れることとした。
付録9 現道工事における交通誘導員の配置 について	1 認定路線	付9-3	・指定路線数を削除	令和8年7月1日より認定路線の見直しが行われることから、当該告示を参照することとした。
	-	付9-4～7	・告示内容の削除	埼玉県警察HPより当該告示を参照できることから、告示内容を削除した。
付録10 耐震管(GX形・NS形)の一体化長さ について	-	付10- 4,6,8,9,11,12	・一体化長さの見直し	基準の見直しに伴い、数値の改定及び曲管角度に応じて新しい表を作成した。

水道工事標準仕様書 新旧対照表

改定（令和8年4月1日）

現行

水道工事標準仕様書

水道工事標準仕様書

令和8年4月1日

令和7年4月1日

さいたま市水道局

さいたま市水道局

 : 改定箇所  : 削除箇所

水道工事標準仕様書 新旧対照表

改定（令和8年4月1日）

現行

- (67) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- (68) 都市計画法
- (69) 車両制限令
- (70) 労働安全衛生規則
- (71) 酸素欠乏症等防止規則
- (72) 景観法
- (73) 都市緑地法
- (74) 石綿障害予防規則
- (75) 埼玉県生活環境保全条例
- (76) 埼玉県生活環境保全条例施行規則
- (77) 宅地造成及び特定盛土等規制法
- (78) 埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例
- (79) 埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則
- (80) さいたま市環境基本条例
- (81) さいたま市給水条例

2 法令違反の処置

受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

3 不適当な契約図書の処置

受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければならない。

1. 1. 4 設計図書の照査等

1 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、標準仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

2 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。

また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約約款第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。

- (67) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- (68) 都市計画法
- (69) 車両制限令
- (70) 労働安全衛生規則
- (71) 酸素欠乏症等防止規則
- (72) 景観法
- (73) 都市緑地法
- (74) 石綿障害予防規則
- (75) 埼玉県生活環境保全条例
- (76) 埼玉県生活環境保全条例施行規則
- (77) 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例
- (78) 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則
- (79) さいたま市環境基本条例
- (80) さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例
- (81) さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例施行規則
- (82) さいたま市給水条例

2 法令違反の処置

受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

3 不適当な契約図書の処置

受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければならない。

1. 1. 4 設計図書の照査等

1 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、標準仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

2 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。

また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約約款第19条によるものとする。

水道工事標準仕様書 新旧対照表

改定（令和8年4月1日）

現行

工事竣工図作成基準

工事竣工図作成基準

平成22年 4月 1日 改定
 平成23年 4月 1日 改定
 平成23年 6月15日 改定
 平成24年 4月 1日 改定
 平成25年10月 1日 改定
 平成26年12月18日 改定
 平成27年 6月 1日 改定
 平成28年 4月 1日 改定
 平成29年 4月 1日 改定
 平成29年 5月24日 改定
 平成30年 4月 1日 改定
 令和 2年 4月 1日 改定
 令和 3年11月30日 改定
 令和 5年 4月 1日 改定
 令和 6年 5月 1日 改定
 令和 7年 4月 1日 改定
 令和 8年 4月 1日 改定

平成22年 4月 1日 改定
 平成23年 4月 1日 改定
 平成23年 6月15日 改定
 平成24年 4月 1日 改定
 平成25年10月 1日 改定
 平成26年12月18日 改定
 平成27年 6月 1日 改定
 平成28年 4月 1日 改定
 平成29年 4月 1日 改定
 平成29年 5月24日 改定
 平成30年 4月 1日 改定
 令和 2年 4月 1日 改定
 令和 3年11月30日 改定
 令和 5年 4月 1日 改定
 令和 6年 5月 1日 改定
 令和 7年 4月 1日 改定

改定 (令和8年4月1日)

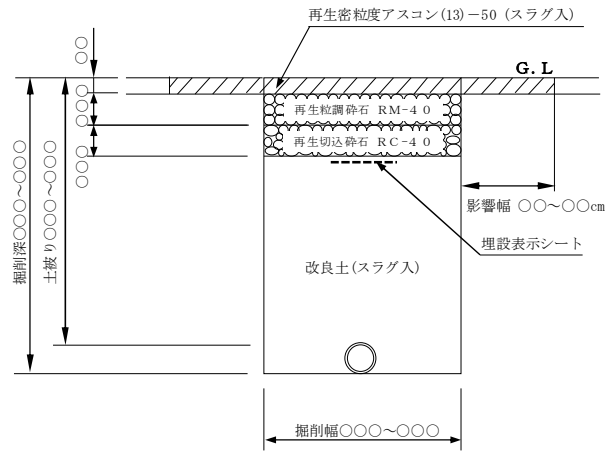
現行

8 道路復旧標準図

- (1) 縮尺はフリーとする。
- (2) 道路復旧標準図の記載例は「図-5 道路復旧標準図記載例」とおり。

道路復旧標準図 S=Free

<影響復旧の場合>



<全面復旧の場合>

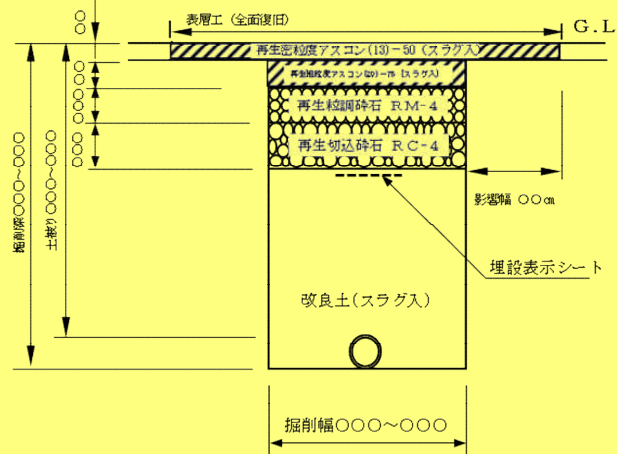


図-5 道路復旧標準図記載例

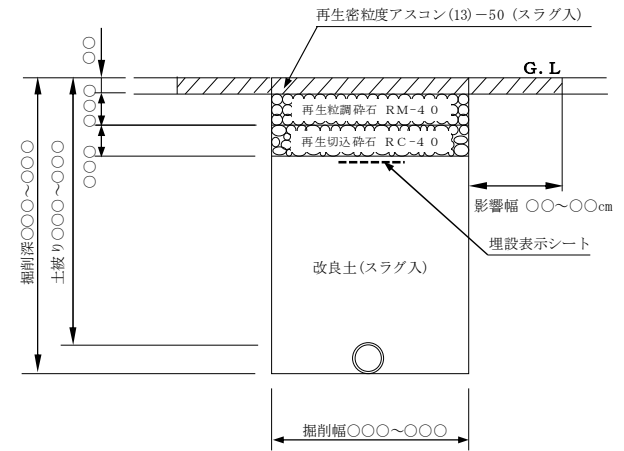
付 2-7

8 道路復旧標準図

- (1) 縮尺はフリーとする。
- (2) 道路復旧標準図の記載例は「図-5 道路復旧標準図記載例」とおり。

道路復旧標準図 S=Free

<影響復旧の場合>



<全面復旧の場合>

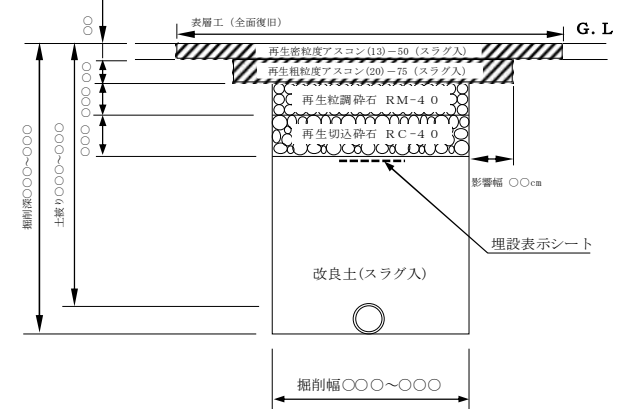


図-5 道路復旧標準図記載例

付 2-7

: 改定箇所 : 削除箇所

水道工事標準仕様書 新旧対照表

改定（令和8年4月1日）

現行

弁室及び消火栓設置図

平成26年12月18日 改定
平成31年 4月 1日 改定
令和 2年 4月 1日 改定
令和 4年11月30日 改定
令和 7年 4月 1日 改定
令和 7年10月 1日 改定
令和 8年 4月 1日 改定

弁室及び消火栓設置図

平成26年12月18日 改定
平成31年 4月 1日 改定
令和 2年 4月 1日 改定
令和 4年11月30日 改定
令和 7年 4月 1日 改定
令和 7年10月 1日 改定

付7-1

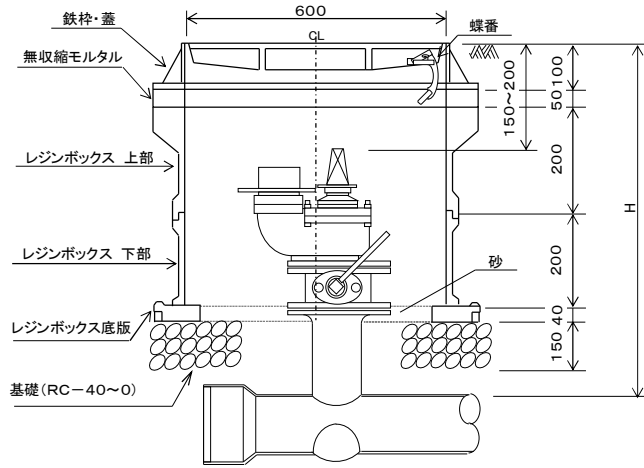
付7-1

 : 改定箇所  : 削除箇所

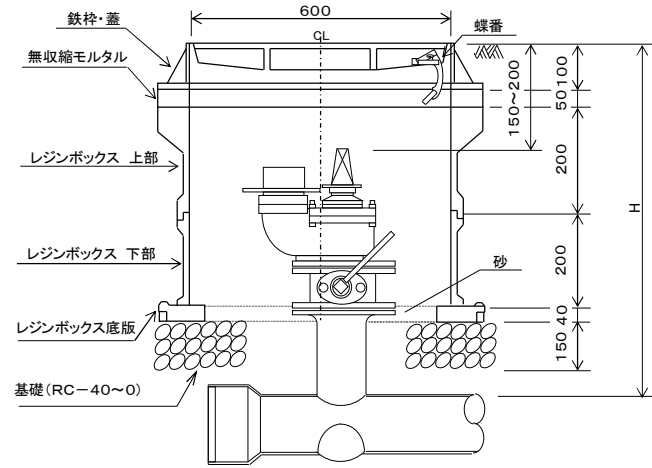
改定 (令和8年4月1日)

現行

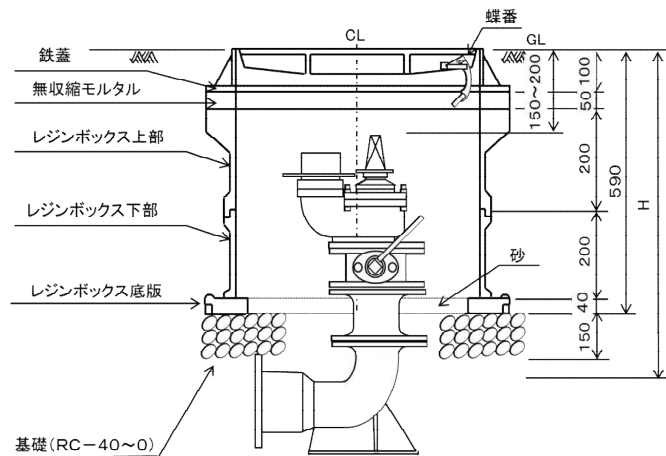
消火栓レジブロック室図 (渦巻き式F付T字管)



消火栓レジブロック室図 (渦巻き式F付T字管)

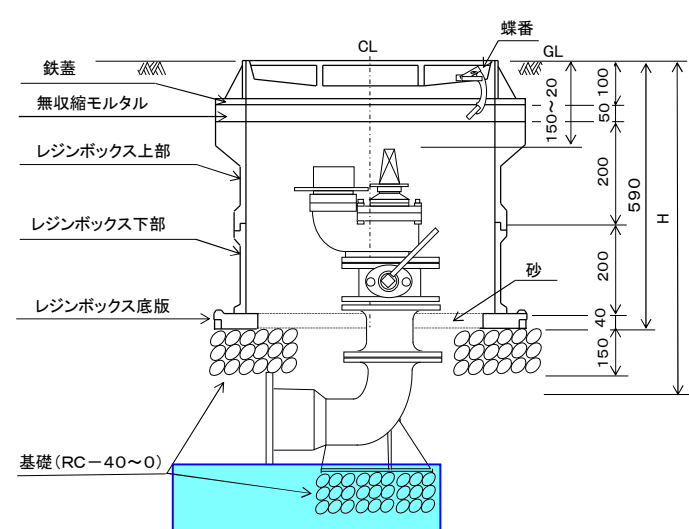


消火栓レジブロック室図 (片フランジ曲管)



付 7-4

消火栓レジブロック室図 (片フランジ曲管)



付 7-4

: 改定箇所 : 削除箇所

水道工事標準仕様書 新旧対照表

改定（令和8年4月1日）

表示プレート記入例

完成日	令和〇年〇月〇日	右・左 開
管種	DIP(GX-1E)	口径 ○○○
工事名	拡第○○○○号	
施工業者	○○○○株式会社	

※ 完成日には検査年月日を記入する。

弁室寸法

鉄棒鉄蓋 : H=100
 上 部 : H=200
 下 部 : H=200
 底 版 : H=40

※築造注意点

1. 道路面（GL）より、弁棒キャップ又は口金の天端の最高部までの間隔が15cm～20cmになるように、補修弁及び短管の長さで調節する。
2. 底版の下に基礎（RC-40～0）を15cm設ける。
3. 沈下防止を図るため、必要に応じて片フランジ曲管の管下に基礎碎石等を設置する。
4. 無収縮モルタルを鉄棒の下に5cm程度設ける。
5. 補修弁のハンドルは民地側とする。
6. 補修弁のハンドルは開にしておく。
7. 蝶番は車輛進行方向に向かって手前とする。
8. 鉄蓋設置の際、調整ボルトの上端は路面から50mm以上下げた箇所にて切断する。

現行

表示プレート記入例

完成日	令和〇年〇月〇日	右・左 開
管種	DIP(GX-1E)	口径 ○○○
工事名	拡第○○○○号	
施工業者	○○○○株式会社	

※ 完成日には検査年月日を記入する。

弁室寸法

鉄棒鉄蓋 : H=100
 上 部 : H=200
 下 部 : H=200
 底 版 : H=40

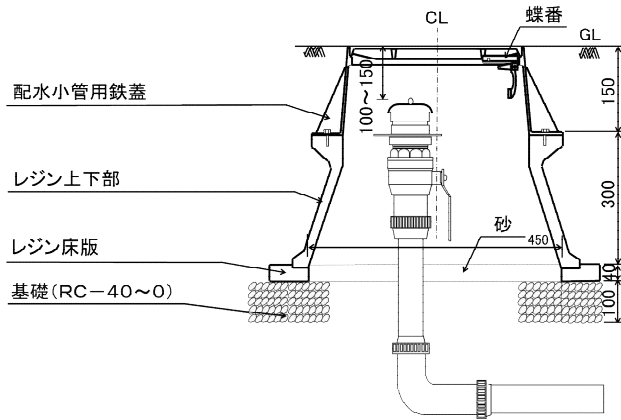
※築造注意点

1. 道路面（GL）より、弁棒キャップ又は口金の天端の最高部までの間隔が15cm～20cmになるように、補修弁及び短管の長さで調節する。
2. 底版の下に基礎（RC-40～0）を15cm設ける。
3. 片フランジ曲管の下に基礎（RC-40～0）を設ける。
4. 無収縮モルタルを鉄棒の下に5cm程度設ける。
5. 補修弁のハンドルは民地側とする。
6. 補修弁のハンドルは開にしておく。
7. 蝶番は車輛進行方向に向かって手前とする。
8. 鉄蓋設置の際、調整ボルトの上端は路面から50mm以上下げた箇所にて切断する。

改定（令和8年4月1日）

現行

配水小管排水栓レジブロック室図



表示プレート記入例

完成日	令和〇年〇月〇日	管種	DIP(GX-1E)
管理番号	〇〇〇〇〇〇〇〇		
工事名	拡第〇〇〇〇号		
施工業者	〇〇〇〇株式会社		

※完成日には検査年月日を記入する。

弁室寸法

鉄枠鉄蓋：H=150

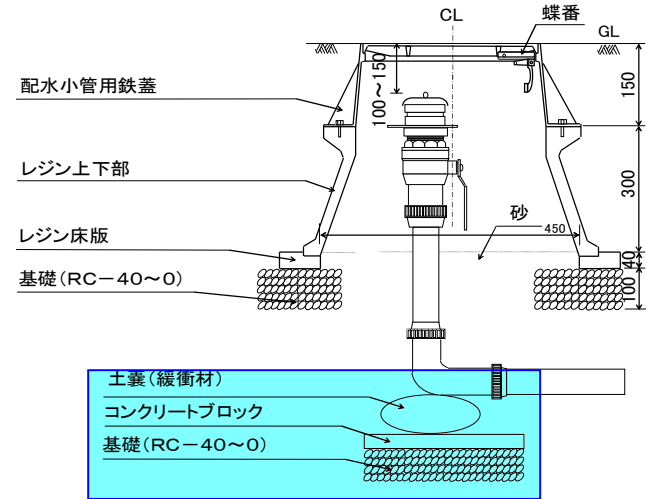
上下部：H=300

床版：H=40

※築造注意点

- 床版の下に基礎（RC-40~0）を10cm設ける。
- 沈下防止を図るため、必要に応じて排水栓立上げ部の管下に基礎碎石、土壌等を設置する。
- 道路面（GL）より、口金までの間隔が10cm~15cmになるように立上りのステンレス管で調節する。
- 蝶番は、民地側に設ける。

配水小管排水栓レジブロック室図



表示プレート記入例

完成日	令和〇年〇月〇日	管種	DIP(GX-1E)
管理番号	〇〇〇〇〇〇〇〇		
工事名	拡第〇〇〇〇号		
施工業者	〇〇〇〇株式会社		

※完成日には検査年月日を記入する。

弁室寸法

鉄枠鉄蓋：H=150

上下部：H=300

床版：H=40

※築造注意点

- 床版の下に基礎（RC-40~0）を10cm設ける。
- 90°エルボの下に、緩衝材として土嚢を入れる。
- 土嚢の下に沈下防止として基礎（RC-40~0）を設け、コンクリートブロックを設置する。
- 道路面（GL）より、口金までの間隔が10cm~15cmになるように立上りのステンレス管で調節する。
- 蝶番は、民地側に設ける。

水道工事標準仕様書 新旧対照表

改定（令和8年4月1日）

現行

現道工事における交通誘導警備員の配置について

平成28年 1月 1日 改定
令和 3年 3月 1日 改定
令和 8年 4月 1日 改定

付9-1

現道工事における交通誘導警備員の配置について

平成28年 1月 1日 改定
令和 3年 3月 1日 改定

付9-1

 : 改定箇所  : 削除箇所

水道工事標準仕様書 新旧対照表

改定（令和8年4月1日）

現道工事における交通誘導警備員の配置について

- 1 認定路線
 - (1) 指定路線
埼玉県公安委員会が認める交通誘導警備業務（路線）の告示における指定路線
 - (2) 指定区間
埼玉県内の全域
- 2 交通誘導警備員を配置するときの留意事項
指定路線で交通誘導を行う場合は、交通誘導警備業務の1級又は2級検定の合格証明書の交付を受けた警備員（以下「交通誘導警備員A」とする）を指定路線ごとに、1人以上配置することとする。
- 3 資格の確認
監督職員は受注者に「交通誘導警備員の配置計画について記載した施工計画書」及び「合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料」を提出させ、適正に配置が計画されていることを事前に確認することとする。
- 4 現場での確認
監督職員は業務に従事している交通誘導警備員Aが、合格証明書を携帯していることを確認することとする。
- 5 配置状況の確認
監督職員は、「交通誘導員警備員日報」等により、交通誘導警備員Aが適正に配置されていることを確認することとする。
- 6 その他
指定路線以外においても、警察協議等で交通誘導警備員Aを配置する旨の要請があった場合は配置するよう努めること。

付9-3

現行

現道工事における交通誘導警備員の配置について

- 1 認定路線
 - (1) 指定路線
72路線（埼玉県公安委員会告示第130号参照）
 - (2) 指定区間
埼玉県内の全域
- 2 交通誘導警備員を配置するときの留意事項
指定路線で交通誘導を行う場合は、交通誘導警備業務の1級又は2級検定の合格証明書の交付を受けた警備員（以下「交通誘導警備員A」とする）を指定路線ごとに、1人以上配置することとする。
- 3 資格の確認
監督職員は受注者に「交通誘導警備員の配置計画について記載した施工計画書」及び「合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料」を提出させ、適正に配置が計画されていることを事前に確認することとする。
- 4 現場での確認
監督職員は業務に従事している交通誘導警備員Aが、合格証明書を携帯していることを確認することとする。
- 5 配置状況の確認
監督職員は、「交通誘導員警備員日報」等により、交通誘導警備員Aが適正に配置されていることを確認することとする。
- 6 その他
指定路線以外においても、警察協議等で交通誘導警備員Aを配置する旨の要請があった場合は配置するよう努めること。

付9-3

: 改定箇所 : 削除箇所

水道工事標準仕様書 新旧対照表

改定（令和8年4月1日）

現行

埼玉県公安委員会告示第130号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄の規定により、埼玉県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、令和3年3月1日から施行する。

なお、平成27年埼玉県公安委員会告示第111号（埼玉県公安委員会が認める交通誘導警備業務について）は、令和3年2月28日限り、廃止する。

令和2年7月31日

埼玉県公安委員会委員長 野瀬 清喜

	路線	区間
1	一般国道4号	埼玉県内の全域
2	一般国道16号	埼玉県内の全域
3	一般国道17号	埼玉県内の全域
4	一般国道122号	埼玉県内の全域
5	一般国道125号	埼玉県内の全域
6	一般国道140号	埼玉県内の全域
7	一般国道254号	埼玉県内の全域
8	一般国道298号	埼玉県内の全域
9	一般国道299号	埼玉県内の全域
10	一般国道354号	埼玉県内の全域
11	一般国道407号	埼玉県内の全域
12	一般国道462号	埼玉県内の全域
13	一般国道463号	埼玉県内の全域
14	県道さいたま川口線	埼玉県内の全域
15	県道さいたま春日部線	埼玉県内の全域
16	県道さいたま栗橋線	埼玉県内の全域
17	県道さいたま菫蒲線	埼玉県内の全域
18	県道川越所沢線	埼玉県内の全域

付9-4

: 改定箇所 : 削除箇所

水道工事標準仕様書 新旧対照表

改定（令和8年4月1日）

現行

	路線	区間
19	県道春日部松伏線	埼玉県内の全域
20	県道熊谷小川秩父線	埼玉県内の全域
21	県道川越栗桶線	埼玉県内の全域
22	県道川越日高線	埼玉県内の全域
23	県道東松山鴻巣線	埼玉県内の全域
24	県道草加流山線	埼玉県内の全域
25	県道飯能寄居線	埼玉県内の全域
26	県道さいたま草加線	埼玉県内の全域
27	県道川口上尾線	埼玉県内の全域
28	県道保谷志木線	埼玉県内の全域
29	県道加須鴻巣線	埼玉県内の全域
30	県道川越坂戸毛呂山線	埼玉県内の全域
31	県道さいたま東村山線	埼玉県内の全域
32	県道加須北川辺線	埼玉県内の全域
33	県道深谷東松山線	埼玉県内の全域
34	県道足立越谷線	埼玉県内の全域
35	県道所沢狭山線	埼玉県内の全域
36	県道川越上尾線	埼玉県内の全域
37	県道越谷流山線	埼玉県内の全域
38	県道松戸草加線	埼玉県内の全域
39	県道さいたまふじみ野所沢線	埼玉県内の全域
40	県道深谷寄居線	埼玉県内の全域
41	県道さいたま幸手線	埼玉県内の全域
42	県道行田東松山線	埼玉県内の全域
43	県道葛飾吉川供保線	埼玉県内の全域

水道工事標準仕様書 新旧対照表

改定（令和8年4月1日）

現行

	路線	区間
44	県道練馬川口線	埼玉県内の全域
45	県道春日部菖蒲線	埼玉県内の全域
46	県道野田岩槻線	埼玉県内の全域
47	県道平方東京線	埼玉県内の全域
48	県道新座和光線	埼玉県内の全域
49	県道蕨桜町線	埼玉県内の全域
50	県道川越新座線	埼玉県内の全域
51	県道川越越生線	埼玉県内の全域
52	県道越谷八潮線	埼玉県内の全域
53	県道八潮三郷線	埼玉県内の全域
54	県道所沢堀兼狭山線	埼玉県内の全域
55	県道六万部久喜停車場線	埼玉県内の全域
56	県道幸手久喜線	埼玉県内の全域
57	県道鴻巣桶川さいたま線	埼玉県内の全域
58	県道ときがわ熊谷線	埼玉県内の全域
59	県道所沢青梅線	埼玉県内の全域
60	県道富岡入間線	埼玉県内の全域
61	県道曲本さいたま線	埼玉県内の全域
62	県道新方須賀さいたま線	埼玉県内の全域
63	県道足立川口線	埼玉県内の全域
64	県道曹山熊谷線	埼玉県内の全域
65	県道笠幡狭山線	埼玉県内の全域
66	県道ふじみ野朝霞線	埼玉県内の全域
67	県道蓮田鴻巣線	埼玉県内の全域
68	県道上尾礮状線	埼玉県内の全域
69	県道蒲生岩槻線	埼玉県内の全域

水道工事標準仕様書 新旧対照表

改定（令和8年4月1日）

現行

	路線	区間
70	県道川藤野田線	埼玉県内の全域
71	県道三芳富士見線	埼玉県内の全域
72	県道上笹塚谷口線	埼玉県内の全域

水道工事標準仕様書 新旧対照表

改定（令和8年4月1日）

現行

耐震管（GX形・NS形）の一体化長さについて

平成27年 6月 1日 改定
令和 3年 4月 1日 改定
令和 6年 4月 1日 改定
令和 8年 4月 1日 改定

耐震管（GX形・NS形）の一体化長さについて

平成27年 6月 1日 改定
令和 3年 4月 1日 改定
令和 6年 4月 1日 改定

水道工事標準仕様書 新旧対照表

改定（令和8年4月1日）

現行

(呼び径500~1,000) 単位m

曲管角度	呼び径	土被り 1.2m		土被り 1.5m	
		水圧 (MPa)		水圧 (MPa)	
		0.75	1.3	0.75	1.3
45° を超え 90° 以下	500	8.0	16.0	6.5	13.0
	600	9.5	17.0	8.0	16.0
	700	10.5	19.0	9.0	17.0
	800	11.5	21.5	10.0	19.0
	900	12.0	22.0	10.0	19.0
	1,000	13.0	24.0	12.0	22.0
22 1/2° を 超え45° 以下	500	1.0	6.0	1.0	4.0
	600	2.0	6.0	2.0	5.0
	700	3.0	7.0	2.5	6.0
	800	3.0	7.0	2.5	7.0
	900	3.0	7.0	3.0	7.0
	1,000	4.0	10.0	4.0	9.0
22 1/2° 以下	500	1.0	1.0	1.0	1.0
	600	1.0	1.0	1.0	1.0
	700	1.0	1.0	1.0	1.0
	800	1.0	1.0	1.0	1.0
	900	1.0	1.0	1.0	1.0
	1,000	1.0	1.0	1.0	1.0

※赤字箇所改定

(呼び径500~1,000) 単位m

曲管角度	呼び径	土被り 1.2m		土被り 1.5m	
		水圧 (MPa)		水圧 (MPa)	
		0.75	1.3	0.75	1.3
90°	500	8.0	18.0	6.5	15.0
	600	9.5	21.0	8.0	17.5
	700	11.0	23.5	9.0	20.0
	800	12.0	—	10.5	22.5
	900	13.5	—	11.5	25.0
	1,000	15.0	—	13.0	—
45°	500	2.5	8.5	2.0	7.5
	600	2.5	11.0	2.5	9.5
	700	3.0	12.0	3.0	10.5
	800	3.5	13.0	3.5	11.5
	900	4.0	14.0	3.5	12.0
	1,000	4.0	18.5	4.0	17.0
22 1/2°	500	1.0	2.0	1.0	2.0
	600	1.5	2.5	1.5	2.5
	700	1.5	2.5	1.5	2.5
	800	2.0	3.0	2.0	3.0
	900	2.0	3.5	2.0	3.0
	1,000	2.0	3.5	2.0	3.5
11 1/4°	500	1.0	1.0	1.0	1.0
	600	1.0	1.5	1.0	1.5
	700	1.0	1.5	1.0	1.5
	800	1.0	1.5	1.0	1.5
	900	1.0	2.0	1.0	2.0
	1,000	1.0	2.0	1.0	2.0
5 5/8°	500	1.0	1.0	1.0	1.0
	600	1.0	1.0	1.0	1.0
	700	1.0	1.0	1.0	1.0
	800	1.0	1.0	1.0	1.0
	900	1.0	1.0	1.0	1.0
	1,000	1.0	1.0	1.0	1.0

曲管角度に応じて整理

水道工事標準仕様書 新旧対照表

改定（令和8年4月1日）

現行

(呼び径500~1,000) 単位m

呼び径		土被り 1.2m				土被り 1.5m			
		水圧 (MPa)				水圧 (MPa)			
		0.75		1.3		0.75		1.3	
本管	枝管	Lp1	Lp2	Lp1	Lp2	Lp1	Lp2	Lp1	Lp2
500	350	1.0	1.0	1.5	6.0	1.0	1.0	1.5	6.0
	400	1.0	2.0	2.5	6.0	1.0	2.0	2.0	6.0
	450	1.0	4.0	3.0	6.0	1.0	3.0	3.0	6.0
	500	1.0	6.0	3.0	9.5	1.0	5.0	3.0	8.0
600	400	1.0	1.0	1.5	6.0	1.0	1.0	1.5	6.0
	450	1.0	2.0	2.5	6.0	1.0	1.0	2.5	6.0
	500	1.0	4.0	3.0	6.0	1.0	3.0	3.0	6.0
	600	2.0	6.0	3.5	11.5	2.0	6.0	3.5	10.0
700	450	1.0	1.0	1.5	6.0	1.0	1.0	1.5	6.0
	500	1.0	1.0	2.5	6.0	1.0	1.0	2.5	6.0
	600	1.0	5.0	4.0	6.0	1.0	4.0	4.0	6.0
	700	2.5	6.0	4.0	13.5	2.5	6.0	4.0	13.0
800	500	1.0	1.0	2.5	6.0	1.0	1.0	1.5	6.0
	600	1.0	3.0	3.5	6.0	1.0	2.0	3.5	6.0
	700	2.5	6.0	5.0	8.0	1.0	6.0	5.0	7.0
	800	3.0	6.0	5.0	15.0	3.0	6.0	5.0	13.0
900	600	1.5	3.0	3.0	6.0	1.0	2.0	3.0	6.0
	700	2.0	6.0	4.5	6.0	1.0	6.0	4.0	6.0
	800	3.0	6.0	5.5	9.5	2.5	6.0	5.5	8.0
	900	3.5	6.0	5.5	16.5	3.5	6.0	5.5	14.0
1,000	600	1.0	1.0	3.0	6.0	1.0	1.0	3.0	6.0
	800	1.0	4.0	5.5	7.0	1.0	4.0	5.0	6.0
	1,000	4.0	6.0	5.5	20.0	4.0	6.0	5.5	17.5

(呼び径500~1,000) 単位m

呼び径		土被り 1.2m				土被り 1.5m			
		水圧 (MPa)				水圧 (MPa)			
		0.75		1.3		0.75		1.3	
本管	枝管	Lp1	Lp2	Lp1	Lp2	Lp1	Lp2	Lp1	Lp2
500	350	1.0	6.0	1.5	6.0	1.0	6.0	1.5	6.0
	400	1.0	6.0	2.5	6.0	1.0	6.0	2.0	6.0
	450	1.5	6.0	3.0	6.0	1.0	6.0	3.0	6.0
	500	1.5	6.0	3.0	9.5	1.5	6.0	3.0	8.0
600	400	1.0	6.0	2.0	6.0	1.0	6.0	2.0	6.0
	450	1.0	6.0	2.5	6.0	1.0	6.0	2.5	6.0
	500	1.5	6.0	3.0	6.0	1.5	6.0	3.0	6.0
	600	2.0	6.0	3.5	11.5	2.0	6.0	3.5	10.0
700	450	1.0	6.0	2.0	6.0	1.0	6.0	2.0	6.0
	500	1.5	6.0	2.5	6.0	1.0	6.0	2.5	6.0
	600	2.0	6.0	4.0	6.0	1.5	6.0	4.0	6.0
	700	2.5	6.0	4.0	13.5	2.5	6.0	4.5	13.5
800	500	1.0	6.0	2.5	6.0	1.0	6.0	2.5	6.0
	600	1.5	6.0	3.5	6.0	1.5	6.0	3.5	6.0
	700	2.5	6.0	5.0	8.0	2.0	6.0	5.0	7.0
	800	3.0	6.0	5.0	15.0	3.0	6.0	5.0	13.0
900	600	1.5	6.0	3.0	6.0	1.5	6.0	3.0	6.0
	700	2.0	6.0	4.5	6.0	2.0	6.0	4.0	6.0
	800	3.0	6.0	5.5	9.5	2.5	6.0	5.5	8.0
	900	3.5	6.0	5.5	16.5	3.5	6.0	5.5	14.0
1,000	600	1.5	6.0	2.5	6.0	1.0	6.0	2.5	6.0
	800	2.5	6.0	5.5	7.0	2.5	6.0	5.0	6.0
	1,000	4.0	6.0	5.5	20.0	4.0	6.0	5.5	17.5

※赤字箇所改定

水道工事標準仕様書 新旧対照表

改定（令和8年4月1日）

(呼び径 350～450)

単位m

曲管角度	呼び径	土被り 1.2m		土被り 1.5m	
		水圧 (MPa)		水圧 (MPa)	
		0.75	1.3	0.75	1.3
45° を超え 90° 以下	350	8.0	15.0	7.0	13.0
	400	9.0	17.0	8.0	15.0
	450	10.0	19.0	8.0	16.0
22.5° を超え 45° 以下	350	3.0	7.0	3.0	7.0
	400	4.0	7.0	4.0	7.0
	450	4.0	9.0	4.0	9.0
22.5° 以下	350	1.0	2.0	1.0	2.0
	400	1.0	2.0	1.0	2.0
	450	1.0	3.0	1.0	3.0

(呼び径 500～1,000)

単位m

曲管角度	モーメント アーム h	呼び径	土被り 1.2m		土被り 1.5m	
			水圧 (MPa)		水圧 (MPa)	
			0.75	1.3	0.75	1.3
45° を超え 90° 以下	直結	500	6.5	11.0	6.5	9.0
		600	7.5	13.5	6.5	9.5
		700	7.5	14.0	7.5	10.5
		800	8.0	14.5	7.5	12.0
		900	8.0	14.5	8.0	13.0
	1,000	8.0	14.5	8.0	13.0	
	3m以下	500	9.5	18.5	8.0	13.0
		600	11.0	20.0	9.5	15.5
		700	12.0	21.5	10.5	17.5
		800	12.5	21.5	11.0	17.5
900		-	-	-	-	
1,000	-	-	-	-		

※赤字箇所改定

現行

(呼び径 350～450)

単位m

曲管角度	呼び径	土被り 1.2m		土被り 1.5m	
		水圧 (MPa)		水圧 (MPa)	
		0.75	1.3	0.75	1.3
45° を超え 90° 以下	350	8.0	15.0	7.0	13.0
	400	9.0	17.0	8.0	15.0
	450	10.0	19.0	8.0	16.0
22.5° を超え 45° 以下	350	3.0	7.0	3.0	7.0
	400	4.0	7.0	4.0	7.0
	450	4.0	9.0	4.0	9.0
22.5° 以下	350	1.0	2.0	1.0	2.0
	400	1.0	2.0	1.0	2.0
	450	1.0	3.0	1.0	3.0

(呼び径 500～1,000)

単位m

モーメント アーム h	呼び径	土被り 1.2m		土被り 1.5m	
		水圧 (MPa)		水圧 (MPa)	
		0.75	1.3	0.75	1.3
直結 (45°)	500	1.0	2.5	1.0	2.5
	600	1.0	4.0	1.0	3.5
	700	1.0	5.5	1.0	5.0
	800	1.0	5.5	1.0	5.0
	900	1.0	9.0	1.0	8.0
2m	1,000	1.0	14.5	1.0	12.5
	500	8.0	18.5	7.0	15.5
	600	9.0	21.0	7.5	17.5
	700	9.0	22.5	7.5	19.0
	800	9.0	23.5	7.5	20.0
3m	900	8.5	24.5	7.0	21.0
	1,000	10.0	—	8.5	24.0
	500	10.0	20.5	8.5	17.0
	600	11.5	23.5	9.5	19.5
	700	12.0	—	10.5	21.5
3m	800	12.5	—	11.0	23.5
	900	13.0	—	11.0	24.5
	1,000	14.5	—	12.5	—

: 改定箇所
 : 削除箇所

水道工事標準仕様書 新旧対照表

改定（令和8年4月1日）

現行

(呼び径500～1,000)

単位:m

曲管角度	モーメント アーム h	呼び径	土被り 1.2m		土被り 1.5m	
			水圧 (MPa)		水圧 (MPa)	
			0.75	1.3	0.75	1.3
22.5° を超え 45° 以下	直結	500	1.0	1.0	1.0	1.0
		600	1.0	1.0	1.0	1.0
		700	1.0	1.0	1.0	1.0
		800	1.0	1.0	1.0	1.0
		900	1.0	1.0	1.0	1.0
		1,000	1.0	1.0	1.0	1.0
	2m以下	500	6.0	13.0	5.0	12.0
		600	7.0	13.0	6.0	13.0
		700	7.0	13.0	7.0	13.0
		800	7.0	13.0	7.0	13.0
		900	7.0	13.0	7.0	13.0
		1,000	7.0	13.0	7.0	13.0
	3m以下	500	6.0	13.0	5.0	12.0
		600	7.0	15.0	6.0	13.0
		700	7.0	18.0	7.0	15.0
		800	8.0	19.0	7.0	17.0
		900	8.0	19.0	7.0	17.0
		1,000	8.0	19.0	7.0	17.0



水道工事標準仕様書 新旧対照表

改定（令和8年4月1日）

(呼び径350～450)

単位m

曲管角度	呼び径	土被り 1.2m		土被り 1.5m	
		水圧 (MPa)		水圧 (MPa)	
		0.75	1.3	0.75	1.3
45°を超え 90°以下	350	8.0	15.0	7.0	13.0
	400	9.0	17.0	8.0	15.0
	450	10.0	19.0	8.0	16.0
22.5°を超え 45°以下	350	3.0	7.0	3.0	7.0
	400	4.0	7.0	4.0	7.0
	450	4.0	9.0	4.0	9.0
22.5°以下	350	1.0	2.0	1.0	2.0
	400	1.0	2.0	1.0	2.0
	450	1.0	3.0	1.0	3.0

(呼び径500～1,000)

単位m

曲管角度	モーメント アーム h	呼び径	土被り 1.2m				土被り 1.5m			
			水圧 (MPa)				水圧 (MPa)			
			0.75		1.3		0.75		1.3	
			Lp1	Lp2	Lp1	Lp2	Lp1	Lp2	Lp1	Lp2
45°を超え 90°以下	直結	500	2.5	2.0	6.5	6.0	1.5	1.0	6.0	6.0
		600	2.5	2.0	6.5	6.5	2.0	1.5	6.5	6.5
		700	2.5	2.0	7.0	6.5	2.0	1.5	6.5	6.5
		800	2.5	2.0	7.0	6.5	2.0	1.5	6.5	6.5
		900	2.5	2.0	7.0	6.5	2.5	2.0	6.5	6.5
		1,000	2.5	2.0	7.0	6.5	2.5	2.0	6.5	6.5
	3m以下	500	9.5	6.0	18.0	11.5	8.0	6.0	15.0	11.0
		600	10.5	7.5	18.5	12.5	9.0	6.5	16.5	12.5
		700	10.5	7.5	18.5	13.5	9.0	7.0	16.5	13.5
		800	10.5	7.5	18.5	13.5	9.0	7.0	16.5	13.5
		900	-	-	-	-	-	-	-	-
		1,000	-	-	-	-	-	-	-	-

現行

(呼び径350～450)

単位m

曲管角度	呼び径	土被り 1.2m		土被り 1.5m	
		水圧 (MPa)		水圧 (MPa)	
		0.75	1.3	0.75	1.3
45°を超え 90°以下	350	8.0	15.0	7.0	13.0
	400	9.0	17.0	8.0	15.0
	450	10.0	19.0	8.0	16.0
22.5°を超え 45°以下	350	3.0	7.0	3.0	7.0
	400	4.0	7.0	4.0	7.0
	450	4.0	9.0	4.0	9.0
22.5°以下	350	1.0	2.0	1.0	2.0
	400	1.0	2.0	1.0	2.0
	450	1.0	3.0	1.0	3.0

(呼び径500～1,000)

単位m

モーメント アーム h	呼び径	土被り 1.2m				土被り 1.5m			
		水圧 (MPa)				水圧 (MPa)			
		0.75		1.3		0.75		1.3	
		Lp1	Lp2	Lp1	Lp2	Lp1	Lp2	Lp1	Lp2
直結 (45°)	500	2.5	2.0	3.0	2.5	2.0	2.0	3.0	2.5
	600	2.5	2.0	4.5	3.5	2.0	2.0	3.5	3.5
	700	3.0	2.5	5.5	4.5	2.5	2.5	5.0	4.5
	800	3.0	2.5	5.5	4.5	2.5	2.5	5.0	4.5
	900	3.5	3.0	9.5	8.0	3.0	3.0	8.0	7.5
2m	1,000	3.5	3.0	14.5	12.5	3.5	3.0	12.5	11.5
	500	8.0	6.0	18.5	13.5	7.0	6.0	15.5	13.0
	600	9.0	6.5	21.0	15.0	7.5	6.5	17.5	14.0
	700	9.0	6.5	22.5	16.0	7.5	6.0	19.0	14.5
	800	9.0	6.0	23.5	16.5	7.5	6.0	20.0	15.5
3m	900	8.5	6.5	24.5	17.0	7.0	5.5	21.0	16.0
	1,000	10.0	7.0	27.5	19.0	8.5	6.5	24.0	18.5
	500	10.0	6.5	20.5	13.0	8.5	6.5	17.0	12.5
	600	11.5	7.5	23.5	15.0	9.5	7.0	19.5	14.0
	700	12.0	7.5	25.5	16.0	10.5	7.0	21.5	15.5
3m	800	12.5	8.0	27.5	17.0	11.0	7.5	23.5	16.5
	900	13.0	8.0	—	—	11.0	7.5	24.5	17.0
	1,000	14.5	8.5	—	—	12.5	8.5	27.5	19.0

: 改定箇所
 : 削除箇所

水道工事標準仕様書 新旧対照表

改定（令和8年4月1日）

現行

(呼び径500~1,000)

単位:m

曲管角度	モーメント アーム h	呼び径	土被り 1.2m				土被り 1.5m					
			水圧 (MPa)				水圧 (MPa)					
			0.75		1.3		0.75		1.3			
			Lp1	Lp2	Lp1	Lp2	Lp1	Lp2	Lp1	Lp2		
22.5° を超え 45° 以下	直結	500	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
		600	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
		700	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
		800	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
		900	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
		1,000	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	2m以下	500	1.0	1.0	7.0	5.0	1.0	1.0	6.0	5.0		
		600	1.0	1.0	7.0	6.0	1.0	1.0	7.0	6.0		
		700	3.0	2.0	8.0	7.0	2.0	2.0	7.0	7.0		
		800	4.0	3.0	8.0	7.0	4.0	3.0	8.0	7.0		
		900	4.0	3.0	8.0	7.0	4.0	3.0	8.0	7.0		
	3m以下	1,000	4.0	3.0	8.0	7.0	4.0	3.0	8.0	7.0		
		500	1.0	1.0	7.0	5.0	1.0	1.0	6.0	5.0		
		600	3.0	1.0	7.0	6.0	3.0	1.0	7.0	6.0		
		700	4.0	2.0	10.0	7.0	3.0	2.0	9.0	7.0		
		800	5.0	3.0	11.0	7.0	4.0	3.0	10.0	7.0		
		900	5.0	3.0	11.0	7.0	4.0	3.0	10.0	7.0		
			1,000	5.0	3.0	11.0	7.0	4.0	3.0	10.0	7.0	

